

令和4年度第3回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議 事 要 旨

- 1 日時 令和4年8月24日（水）午後6時30分～午後7時45分
- 2 場所 昭島市役所 3階 庁議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
大野会長、田中副会長、金子委員、小瀬委員、榊委員、杉山委員、本多委員、宮崎委員
 - (2) 事務局（説明員）
企画部法務担当：乙幡課長、福岡係長、河津主事、井上主事
- 4 傍聴者 0名
- 5 議題 諮問第64号 「（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）について」（継続審議）
- 6 議事要旨
 - 会 長 諮問第64号について、前回に引き続き審議する。前回、「1 本則に定める規定」を最後まで審議したが、「1 本則に定める規定」について、改めて意見、質問等求める。
 - 委 員 1ページ目下から3行目に、「本人の同意が得られない場合の事前の避難行動要支援者名簿の提供について、施行条例に当該定めを置く場合には、条例名や趣旨に関する規定を再考する必要がある」と書かれているが、現在の検討状況を伺いたい。
 - 事務局 本市と同様に審議会の了承を得て事前提供を行っている近隣の自治体に調査を行ったが、いずれの自治体も現時点では検討できていないとの回答であった。来月中旬頃からは、パブリックコメントの実施を予定しているため、避難行動要支援者名簿の所管部署における方針を今週末（8月26日）までに固めてもらうこととなっている。
 - 委 員 施行条例第2条第3号について、現行条例では「又は」という接続詞が用いられているところ、同号では「並びに」という接続詞が用いられている。接続詞を変更した意図は何か。
 - 事務局 定義においては、並列に規定するのが適当であると判断した。
 - 委 員 施行条例第3条第1項の規定に「市の区域の特性に応じて」との文言がある。これは、法第5条の規定を参考にしたものと理解したが、同条は、1,700以上の地方公共団体を規律の対象としていることから、敢えて各地方公共団体の区域の特性に応じた施策であることをうたっているものとする。市の条例においては、「市の区域の特性に応じて」との文言がなくとも、当然にそのことは読み込めるのではないか。
 - 事務局 規定ぶりについては、御意見を踏まえて、検討したい。
 - 委 員 施行条例第8条について、「昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会」との文言は、施行条

例第9条でも用いられているため、初出のところで読み替えてはどうか。

事務局 御意見を踏まえて、適切な略称を用いる等の対応をしたい。

委員 審議会の在り方については、十分検討する必要があると思うが、この点どうか。

事務局 情報公開制度の部分については引き続き条例に基づいて運用されるが、これまで審議会で取り扱われてきた案件のほとんどが個人情報の目的外利用や外部提供、あるいはオンライン結合に関するものであったことからすると、御指摘のとおり検討していく必要があるものと考えている。この点については、今後、運用していく中で整理していきたい。

委員 運用しながら検討していくことも考えられるが、審議会条例の整備も想定されているようなので、審議会の在り方についても併せて整理できるよう検討していただきたい。

事務局 審議会の意見も聴きながら、引き続き検討したい。

会長 それでは、「2 附則に定める規定」のうち、施行条例附則第1条及び第2条の説明を求める。

事務局 それでは、19ページ目の「(1) 施行期日に関する規定」をご覧ください。施行条例は、整備法第51条の規定による改正によって、法の規律が地方公共団体にも直接適用されることに伴い制定するものであることから、施行条例附則第1条では、整備法第51条の規定の施行の日である令和5年4月1日から施行する旨、定めることとしている。

続いて、20ページ目の「(2) 昭島市個人情報保護条例の廃止に関する規定」をご覧ください。市の実施機関における個人情報の取扱い等に係る規律について、法が地方公共団体にも直接適用されることに伴い、現行条例は廃止することとなる。この点、条例の廃止については、廃止の原因となった条例の附則において行うこととされている。そのため、施行条例の附則第2条において、現行条例を廃止することを定めることとしている。施行条例附則第1条及び第2条の説明については、以上である。

会長 施行条例附則第1条及び第2条について意見、質問等求める。

(特になし)

会長 次に、施行条例附則第3条第1項の説明を求める。

事務局 それでは、21ページ目の「(3) 現行条例に規定する従事者の義務に係る経過措置に関する規定」をご覧ください。現行条例第3条第2項及び第12条第2項は、実施機関の職員等並びに委託を受けた事務及び公の施設の管理に係る事務の従事者の義務を定めている。この点、これらの規定について、現行条例の廃止をもって効力を失うこととした場合、現行条例の適用下において知り得た個人情報について、令和5年4月1日以降もその個人情報を取り扱っている場合には問題ないが、既に部署を異動している場合や退職している場合に現行条例の義務規定が適用されないこととなる。そのため、法の施行後も引き続き、現行条例の義務規定を適用することとする旨の経過措置を施行条例附則第3条第1項に定めることとしている。施行条例規則第3条第1項の説明については、以上である。

会長 施行条例附則第3条第1項について意見、質問等求める。

(特になし)

会長 次に、施行条例附則第3条第2項の説明を求める。

事務局 それでは、24ページ目の「(4) 現行条例の規定による開示請求等に係る経過措置に関する規定」をご覧ください。施行条例の施行日より前にされた開示請求等について、施行条例の施行日後に開示請求等に係る決定を行うこととなる場合、既に現行条例が廃止されているた

め、当該決定の根拠規定が存在しないこととなる。そのため、現行条例の施行日より前にされた開示請求等について、施行条例の施行後も引き続き、開示請求等に係る現行条例の規定を適用することとする旨の経過措置を施行条例附則第3条第2項に定めることとしている。施行条例附則第3条第2項の説明については、以上である。

会 長 施行条例附則第3条第2項について意見、質問等求める。
(特になし)

会 長 次に、施行条例附則第3条第3項及び第4項の説明を求める。

事務局 それでは、26ページ目の「(5) 現行条例に規定する罰則に係る経過措置に関する規定」をご覧ください。現行条例第36条は、電子計算機で管理している特定の旧個人情報の提供についての罰則について定めている。次に、27ページ目の表をご覧ください。表をご覧くださいと、適用される罰則に係る規定が、それぞれの行為の時点によって異なっていることが見て取れるかと思う。表の左から2番目の「廃止前に保有、提供」では、整備法附則第10条第2項が適用され、一番右の「廃止後に保有、提供」では法第176条が適用されることとなる。このように、おおむね法律によって措置されることになるが、一方で、表の中央、現行条例の廃止前に個人情報を保有し、現行条例の廃止後にこの個人情報を提供する場合については、法によって措置されていない。そのため、施行条例附則第3条第3項に電子計算機で管理している特定の旧個人情報の提供についての罰則に係る経過措置を定めることで、罰則に係る規定の適用の連続性を確保することとしている。なお、28ページ目の「(6) 現行条例に規定する罰則に係る経過措置に関する規定」についても、同様の趣旨である。施行条例附則第3条第3項及び第4項の説明については、以上である。

会 長 施行条例附則第3条第3項及び第4項について意見、質問等求める。
(特になし)

会 長 次に、施行条例附則第3条第5項の説明を求める。

事務局 それでは、30ページ目の「(7) 現行条例に規定する罰則に係る経過措置に関する規定」をご覧ください。現行条例第40条は、法人等の従事者がその業務に関して行った違反行為に係る行為者と法人等の両罰について定めている。この点、現行条例第40条の両罰規定については、法において、これに相当する規定は定められていない。そのため、施行条例の施行前において行われた現行条例第36条又は第37条の違反行為についても、引き続き、現行条例第40条の規定を適用することとする旨の経過措置を施行条例附則第3条第5項で定めることとしている。施行条例附則第3条第5項の説明については、以上である。

会 長 施行条例附則第3条第5項について意見、質問等求める。

委 員 附則第3条第5項について、「この条例の施行前において」と規定されているが、施行条例の施行前であれば現行条例は廃止されていないため、経過措置がなくとも適用されるのではないか。

事務局 行為の時点については、御指摘のとおり「この条例の施行前において」として、現行条例が廃止される前の時点想定しているが、その後の例えば裁判等の時点で現行条例が既に廃止されていることも考えられる。そのため、経過措置を設けることとしている。

会 長 次に、施行条例附則第3条第6項の説明を求める。

事務局 それでは、31ページ目の「(8) 現行条例に規定する罰則に係る経過措置に関する規定」をご

覧いただきたい。施行条例附則第3条第6項は、施行条例附則第3条第3項及び第4項の規定による違反行為を市外で行った者への適用について定めるものである。地方公共団体の条例制定権の根拠は、いわゆる住民自治としての地方自治にあり、その適用範囲は属地主義を原則としているが、この例外について定めることとしている。施行条例附則第3条第6項の説明については、以上である。

会 長 施行条例附則第3条第6項について意見、質問等求める。
(特になし)

会 長 次に、現行条例の廃止等に伴う関係条例の改正に関する規定の説明を求める。

事務局 それでは、本日、資料2としてお配りしている資料をご覧いただきたい。現行条例の廃止等に伴い、表のとおり関係条例について、規定の整備を行うことを予定している。表の上から2行目に記載している「昭島市情報公開条例」については、①「公文書」の用語の意義を定めている規定の整備、②開示しないことができる公文書のうち、個人に関する情報について定めている規定の整備を行うことを予定している。まず、「公文書」の用語の意義を定めている規定の整備については、「資料2 参考資料」としてお配りしている、該当条文の抜粋資料をご覧いただきたい。1ページ目の1つ目に昭島市情報公開条例の規定を記載している。こちらの第2条第2号で「公文書」の用語の意義を定めており、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」と定義している。このように、フィルムや磁気テープなど、現在ではあまり使用されていないような媒体が例示に用いられているため、この機会に整備することを考えている。また、開示しないことができる公文書のうち、個人に関する情報について定めている規定の整備については、昭島市情報公開条例第9条第2号をご覧いただきたい。同条例第9条第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」について、開示しないことができる旨規定している。個人情報については、法第2条第1項に定義が置かれているため、法の定義との整合性を取るような改正を予定している。それでは、資料2に戻り、再度、中央の表をご覧いただきたい。昭島市情報公開条例以外にもいくつか条例を挙げているが、これらの条例については、現行条例を引用している規定があるため、必要に応じて、法や施行条例に引用元を改める改正を予定している。現行条例の廃止等に伴う関係条例の改正に関する規定の説明については、以上であるが、最後に、施行条例の素案については、引き続き検討を続けるため、今後、素案の内容に変更があり得ることを申し添える。また、施行条例の素案については、パブリックコメントを実施することを予定している。そのため、検討段階の本件に係る資料については、非公表とさせていただきたいと考えている。施行条例の素案についての説明は、以上である。

会 長 現行条例の廃止等に伴う関係条例の改正に関する規定について意見、質問等求める。

委 員 昭島市情報公開条例の改正は、施行条例との関係でどのような関連性があるのか。

事務局 昭島市情報公開条例第9条第2号の個人に関する情報については、法第2条第1項に規定する個人情報の定義に合わせて改正する必要があるものと考えている。具体的な規定については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号を参考に検討する予定である。また、同号の中に公文書の定義に関わる部分もあるため、昭島市情報公開条例第2条第2号の「公文

書」の定義についても併せて改正することを考えている。

委員 フィルムや磁気テープを市で保有しているか。

事務局 把握はしていないが、全く保有していないということはないと思われる。ただ、フィルムや磁気テープについて、これまでに開示請求がされたという記憶はない。

委員 市民にとって開示請求の対象となる公文書を明確にするためには、なるべく例示を多くした方がいいのではないか。

事務局 御指摘のとおりではあるが、現代に合った例示をするのが適当だと考えている。その上で、公文書の定義については、国の定義に合わせる事が適当ではないかと考えているが、引き続き、検討したい。

委員 国の定義はどこに規定されているか。

事務局 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項に規定されている。

委員 フィルムや磁気テープはどこで読むことになるのか。

事務局 おそらくフィルムについては図画で、磁気テープについては電磁的記録で読むことになる。

委員 昭島市情報公開条例第2条第2号では、図画とフィルムは異なるものとして定義されていたことから、解釈の変更ということになる。この点、理解が得られるかという問題はあると思う。

事務局 昭島市情報公開条例第2条第2号の改正については、必ずしも必要というものではない。そのため、御意見を踏まえて改めて検討したい。

会長 最後に、全体を通して意見、質問等あるか。

委員 令和5年4月1日以降に審議会です承した事案と類似の事案が発生した場合、どのような対応となるか。また、審議会です承した事案について、令和5年4月1日以降も引き続き、外部提供等を行うことは可能か。

事務局 いずれの場合についても、法第69条第2項各号に該当するか否かにより判断することになる。現在、過去の諮問の資料を基に、法第69条第2項各号の該当性について確認を行っている。

委員 審議会です承した事案について、経過措置を設けることは認められるか。

事務局 そのような規定を設けることは認められないとの見解が示されている。

委員 避難行動要支援者名簿の件に関連して、法で禁止されている事項についても条例を定めれば可能となるのか。

事務局 避難行動要支援者名簿については、法の特別法として、災害対策基本法の中で条例に定めることにより法の例外的な取扱いを可能とする規定がある。このような特別法の規定がない限りは、認められない。

会長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会長 それでは、原案のとおり了承する。

会長 (仮称)昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例(素案)は、今後、パブリックコメントを実施する予定のため、検討段階の資料は公表しないこととしたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、本件に係る資料は公表しないこととする。

これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。